

# 椎 の 実

No. 105

2016・8・31

〒500-8309 岐阜市都通2-2  
岐阜市民福祉活動センター1F  
(一社)岐阜県手をつなぐ育成会  
電話 (058) 253-8062  
FAX (058) 254-9210  
メールアドレス  
ikuseig@alpha.ocn.ne.jp



## 第3回 全国手をつなぐ育成会連合会全国大会神奈川大会

平成28年7月2(土)～3日(日)

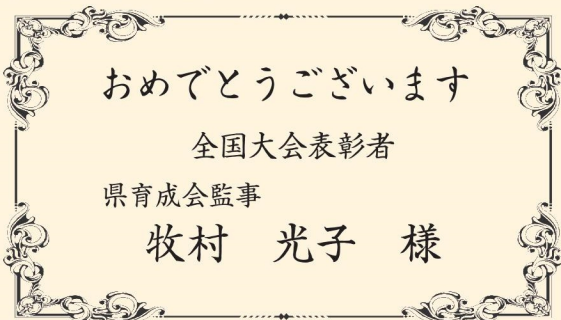
### 全国大会神奈川大会に参加して

岐阜県手をつなぐ育成会

副理事長 春見 鉄男

今大会のメインテーマ「誕生した大切な命だから 一人ひとり充実した一生を」は、生命の大切さを理解し合い、一人ひとりが充実した人生を送ることのできる共生社会の実現を目指しているということで開催された。多くの人にとってこのテーマは現実性に欠けるかもしれない。若い人はこれからの長い道に希望も不安も抱き、高齢の人々ならば意思決定など、親にすら問われなかった厳しい時代の意識からなかなか抜け出せない面もあるかもしれない。それでも現在は、長年にわたる多くの方々や時々のニーズにも向き合う姿勢が重要とされてきている。

「意思決定支援」や「合理的配慮」もなぜ必要かという背景が十分理解されたうえで、具体的で実効性のある支援が実施されれば、必然的に支援の質も向上し、充実した一生も当たり前になるのではないかと期待される。この世に生を受けた誰もが、安心して自分の人生を自分らしく生き、やがて穏やかに終末を迎えられたら幸せである。そのためにも私たちは気を抜かず、障害福祉の動向に注視し続けることが肝要である。





## 最近の障がい児者の福祉について

一般社団法人 岐阜県手をつなぐ育成会

理事長 柴田 勇夫

昨今の障がい児者の権利擁護関係の法律は「障害者権利条約」の批准に伴って「虐待防止法」「差別解消法」「発達障害者支援法の改正」「成年後見制度の利用促進に関する法律」などが次々に成立・施行されました。その権利条約では「障がいを持った人たちも普通の人たちと同じように生きる権利があり、それを阻害する社会的障壁を無くすために合理的配慮が提供される措置をとる」とされております。その他の法律の整備も含めて、障がいのある方達の権利を守る仕組みについては色々な面で整ってきており、私の子供が小さかった30年前の頃を思うと隔世の感があります。しかし、現在も障がい児者に対する虐待や差別・偏見などは歴然と存在しますし、今後これらの法律をいかに活用し権利擁護活動を実施するかが、育成会活動の基本となると思います。

他に、総合支援法が施行された3年前から「放課後等デイサービス」「A型事業所」「相談支援事業」など多様な障がい福祉サービスが創設され、NPO・株式会社などの事業所が大量に参入してきましたが、これらの事業所や既存の社会福祉法人が運営している事業について最近多くの課題が発生してきております。特に「放課後等デイサービス」「A型事業所」の事業所が玉石混淆であること、「A型事業所」へ多くの利用者が流れ定員割れの既存の事業所が出ていること、社会福祉法人に対する世間の目が厳しくなっており、イコールフィッティングの面から課税も取り沙汰されていること、国の基盤整備予算（特に居住整備）が減額になりグループホームの整備が進まないこと、30年度の報酬改定でかなりの減額が予想されることなどです。

障がいのある方たちも現在色々な福祉サービスを利用してみえると思いますが、それぞれの事業所の運営も厳しくなっていて来ており、サービス提供に差が出てくる心配があります。

彼らの権利擁護活動を進めていくための法律の整備は進められてきましたが、これを推進するための育成会の活動と、現在利用している障がい福祉サービスが両輪となつてうまく回転して初めて彼らの生活の安定が図られると思いますので、この事業運営の充実を図る施策が今後どのように変わっていくかを注目していかなければならないと考えます。

### 障がい者110番 研修会のお知らせ

#### 「わが子を誰に託すのか」

～成年後見制度とどうかかわっていくのか～（仮題）

講師 弁護士 河合良房 氏 他

日時 平成28年11月下旬 予定

場所 羽島市

#### 「わかってほしい 本人からのサイン」

（仮題）

講師 精神科医 井川典克 氏

日時 平成29年2月19日 予定

場所 各務原市

後日 お知らせを配布します



# 平成28年度事業計画

- 1 組織の活性化を図る
- 2 新たな法律や福祉サービスの理解を深め、権利擁護活動を推進する

## 具体的な推進

### 1 組織の活性化を図る

- ・東海北陸ブロック大会高山大会を会員の人たちの参加や協力を得て、来場者に喜んでもらえるような有意義な大会となるよう努める。
- ・各地区で現在進められている優れた活動の事例の紹介。
- ・保護者向けの情報の発信（ホームページの充実、勉強会・研修会の開催）。
- ・特別支援学校・支援学級等の保護者に本会の活動に対する理解を得る。
- ・理事を中心に各地区事務局との連絡を密にし、各地区の活動を活性化する。
- ・『心の友運動』の推進に努める。

### 2 新たな法律や福祉サービスの理解を深め、権利擁護活動を推進する

- (1) 各種研修会の開催や大会の参加により、現状の障害福祉制度の理解を深める
  - ・県育成会自主研修会を開催して新たな法律の理解を深める。
  - ・各種団体の研修会・講習会に参加し、新たな法律の理解を深める。
- (2) 権利擁護・啓発活動の推進
  - ・各地区における「虐待・差別」などの実態把握に努め、行政やサービス提供事業所、学校などと話し合いを進め、権利擁護活動を推進する。
  - ・全国手をつなぐ育成会連合会の機関紙『手をつなぐ』の購読拡大を図る。
  - ・会報『椎の実』を年3回発行し、会員並びに関係諸機関に配布し啓発を図る。
  - ・全国手をつなぐ育成会連合会企画の各種ワークショップを開催する。
  - ・全国手をつなぐ育成会連合会の情報把握に努め共有化を図る。
  - ・知的障がい啓発冊子を使った講演や、キャラバン活動を通じて地域理解を深める。
- (3) 障害者の明るいくらし事業『障がい者110番』の充実と活用
  - ・県からの委託事業。内容に応じて弁護士、精神科医師とも相談する。
  - ・県内で研修会及び出張相談会を開催する。
- (4) 各種スポーツ大会に積極的に参加し、大会の開催にも協力する。

## 一般社団法人 岐阜県手をつなぐ育成会 役員・理事・事務局名簿

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	
顧問	武藤 容治	西濃地区	室 眞理	飛騨地区	○吉池 武	
	野田 聖子		國 枝 央知留		帆ノ下 久美子	
	小泉 昌平		○澤井 基光		今井 譲治	
岐阜地区	○春見 鉄男	中濃地区	包子 芙美江		施設部会	坂垣内 孝幸
	樋渡 一輝		田中 眞澄			道上 誠
	篠田 堅次		佐伯 文治			大池 俊夫
	服部 直美	東濃地区	白田 実穂	監 事	大谷 弘	
	永田 ルミ		◎柴田 勇夫		牧村 光子	
	荒井 梓子		○奥山 完治			
西濃地区	○近藤 則朗	東濃地区	平井 豊司	事務局長	長田 久	
	寸田 さつき		奥田 靖彦		春見 鉄男	
	折戸 辰彦		木村 彰男		障害者110番	宮川 多津代
			大橋 実			

◎理事長 ○副理事長

## 後見制度において利用する信託

### ～後見制度支援信託 Q&A～



#### **Q.** どのような財産が後見制度支援信託の対象となるのですか。

A. 後見制度支援信託を利用して信託銀行等に信託することのできる財産は、金銭に限られます。不動産・動産は、後見制度支援信託を利用することを目的として売却することは想定されていません。

#### **Q.** 後見制度支援信託は全ての事件について利用されるのですか。

A. 後見制度支援信託は、ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法の一つですから、全ての事件について利用されるわけではありません。信託利用の検討対象については、本人の流動資産が500万円以上の方としています。

#### **Q.** 後見制度支援信託を利用するためには。どのような費用がかかるのですか。

A. 後見制度支援信託を利用すると、通常、信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬と信託銀行に対する報酬が必要となります。専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。

#### **Q.** 後見制度支援信託を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか。

A. 信託した財産は信託銀行等で管理されますので、後見人は、年金の受け取りや施設入所等のサービス利用料の支払いといった日常的に必要な金銭を管理します。

ご本人の収入よりも支出のほうが多くなることが見込まれる場合は、信託財産から必要な金額を定期的を送金されるようにすることができます。

#### **Q.** 後見制度支援信託を利用しなければならないことは法律で決まっているのですか。

A. いいえ、後見制度支援信託は、本人の財産を適切に管理・利用されるようにするための方法の一つであり、新しく法律で定められたものではありません。

#### **Q.** 後見制度支援信託は必ず利用しなければならないのですか。

##### 後見人の一存で決められないのですか。

A. 必ず利用しなければならないものではありませんが、利用しない場合には、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、必要に応じて後見監督人が選任されることがあります。

#### **Q.** 後見制度支援信託を拒否した場合はどうなりますか。

A. 後見制度支援信託は利用しないことになると思います。ただし、本人の財産を適切に管理するために、裁判官の判断により、必要に応じて後見監督人が選任されることがあります。



## 障害者総合支援法 3年後の見直し

# 改正障害者総合支援法が成立しました

平成30年4月1日施行

### 高齢化への対応

#### 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳以降は原則として介護保険サービスを優先して利用することになっていますが、介護保険サービスは1割の利用者負担が生じるほか、いまままで利用していた障害福祉サービス事業所を離れて別の介護保険サービス事業所を利用しなければなりませんでした。

そこで、今回の法改正では障害福祉サービス事業所が介護保険事業所を併設しやすくなる仕組みを設けたり、また、長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の人については、従来並みの利用者負担となるよう負担額の軽減が行われることになりました。

#### 利用者負担軽減の対象者は？

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害程度区分
- ・ 低所得者

### 最重度障がい者へのサービス

#### 重度訪問介護の訪問先の拡大

現行法では医療機関に入院中は重度訪問介護を利用できないため、障がい特性に応じた支援が受けられなくなる等の不都合がありました。

そこで、入院中も重度訪問介護を利用できるようにしました。利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用することによって、その人のニーズを的確に医療従事者に伝える等の支援を行うことができます。

#### 具体的には？

- ・ 強い不安や恐怖等によるパニックを防ぐために、本人に合った環境や生活習慣をヘルパーが医療従事者に伝え、病室等の環境調整や対応の改善につなげることができます。

### 職場定着を支援

#### 新設

#### 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労する障がい者の数は大きく増えていますが、就職によって生活環境が大きく変わるため、業務上、生活上の課題を抱えて安定的な就業が難しくなるケースも見受けられます。

障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間行います。

#### 具体的には？

- ・ 企業、自宅等への訪問や障がい者の来所によって生活リズム、家計や体調の管理などに関する指導や助言、必要な連絡調整などの支援をします。

### 巡回型ヘルパーサービス

#### 新設

#### 自立生活援助

障害者支援施設やグループホームから出て一人暮らしを希望する障がい者に対し、一定の期間定期的な巡回訪問をしたり、本人からの相談や要請に応じて訪問や電話、メールなどで対応するサービスです。現行のホームヘルプサービスは決まった時間に決まった支援をするもので、自由度が少ないという課題がありました。が、「自立生活援助」は障がい者本人の都合を考慮されます。

#### 具体的には？

- ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
- などについて確認をし、必要なアドバイスや医療機関への連絡調整を行います。

## 育成会活動

## 岐阜県内5圏域の活動を紹介します

中濃地区は、今年の交流会を郡上市美並町の日本まん真ん中センター及び隣接の体育館で開催します。

日 時 : 11月3日 (木・祭日)  
午前 ミニ運動会  
午後 ふれあいコンサート

出 演 ・郡上市内の特別支援学校在校生によるバンド  
・特別支援学級在籍生徒さんの歌  
・市内作業所のハンドベル  
・特別支援学校卒業生のバンド、ボイスパーカッション  
・市内の先生方で結成されているグループの演奏

幕間には、大道芸の得意な元先生の軽妙な司会も楽しめます。

岐阜地区、東濃地区は、圏域全体の活動はありませんが、各市町での活発な活動があります。

「椎の実」の「実践レポート」のページに活動を掲載しています。104号には岐阜地区の、105号には各務原の活動の紹介がありますのでご覧ください。これからも順次活動を紹介していきます。

西濃地区の今後の予定は

9月4日 ふれあい観劇会  
(スイトピアセンター)

11月下旬 事業所見学(LFC)

11月18日 家族支援ワークショップ  
(大垣市総合福祉会館)

2月中旬 ふれあいバザー  
(イオンモール大垣)

2月20日 会報発行

6月に研修会(発達障がい専門支援員による講演)、8月にふれあいバザーを行いました。

飛騨地区では、圏域全体の事業活動は行っておりません。10月15・16の両日、手をつなぐ育成会東海北陸大会岐阜県大会が高山市開催となりました。7県1市の会員、本人、関係者多数の参加が見込まれ、万全の受け入れ態勢を構築するべく、本年2月飛騨地区実行委員会を立ち上げました。これまで、3回の会議を開き、多数のボランティア参加の申し込みを受けております。大会が近づき多くの方が参加いただけるよう活動に拍車をかけます。

※各圏域とも、このほかに各市町での活動がたくさんあります。

## NEWS

## 羽島特別支援学校が開校しました

平成28年4月、羽島特別支援学校が開校しました。新築で広い敷地、設備も充実しています。



玄関の案内表示



教室内の様子

所在地 羽島市正木町大浦230-1  
・小学部、中学部、高等部を設置  
・知的障がい、肢体不自由、病弱、重複障害に対応



お知らせ

# 第49回 手をつなぐ育成会 東海北陸大会

平成28年10月15日(土)・16日(日)

高山市民文化会館 高山グリーンホテル



● 15日(土) 午後1時～  
分科会・本人部会

● 16日(日) 午前9時～  
アトラクション

- 第1分科会 (本人部会) 「高山を楽しもう！」  
高山市内を観光します
- 第2分科会 (本人部会) 「みんなて楽しもう！」  
音楽を楽しみ、体を動かします。物を作ります。
- 第3分科会 「はぐくむ」  
講 師 岐阜聖徳学園教授 宍田 和夫 氏  
グループで話し合い、情報交換をします
- 第4分科会 「はたらく、くらす」  
講 師 毎日新聞論説委員 野沢 和弘 氏
- 第5分科会 「ちいき」  
講 師 明星大学教授 吉川かおり 氏  
助言者 全国手をつなぐ育成会連合会会長 久保 厚子 氏
- 第6分科会 「けんり」  
講 師 弁護士 関哉 直人 氏
- 第7分科会 「こづれい」  
講 師 全国育成会連合会統括 田中 正博 氏

高山西高校  
ウィンドアンサンブル

## 大会式典

- ・大会会長挨拶
- ・歓迎挨拶
- ・顕彰
- ・大会決議 など

## 記念講演

毎日新聞論説委員 野沢 和弘 氏  
「障がい児・者の権利擁護、  
現状と課題」

## 午後6時～懇親会

高山グリーンホテル

高山でみなさんにお会いできる  
のを楽しみにしています。  
一緒に学び、楽しみましょう!



障がいのあるご本人と、そのご家族のための総合保険です。

### ぜんちの あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険(無告知型)2012年創設

- 病気・ケガの入院
- 個人賠償補償
- 被害事故の解決



特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。

### ぜんちの こども傷害保険

権利擁護補償付傷害保険(2015年創設)

- 個人賠償責任補償
- 権利擁護費用補償  
(弁護士費用)
- ケガでの入通院保障



詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

岐阜県代理店

(有)ファースト・アクション

岐阜オフィス

美濃加茂オフィス

〒502-0851 岐阜県岐阜市鷺山1280-1 協和ビル3F

TEL 058-295-0360

〒505-0031 岐阜県美濃加茂市新池2丁目135-1 ビレッジハウス101

TEL 0574-28-3160

○ 引受保険会社

ぜんち共済株式会社

ZANCHO 岐阜県岐阜市(少額短期健康保険)第4号

〒101-0032

東京都千代田区岩本町3丁目5番8号

岩本町シティプラザビル5階

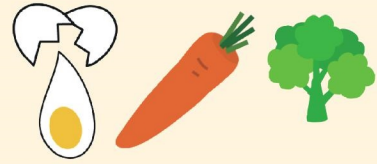
http://www.z-kyosai.com/



# 実践レポート

地域の人たちを巻き込んで

## 「みっばらクック」の地域づくり



1

### 知的障がいを理解する講座



まずは知ることから

### 「各務原市手をつなぐ育成会」

2

### 障がいの垣根をこえる

～社会福祉協議会障害者サロンとしてスタート～

- ①障がいのある人もない人も参加
- ②障がいの種別を問わない
- ③サロン事業として助成金

3

### みんなの楽しい居場所



調理中です  
おいしくな～れ

「きょうだいも来てください」  
「楽しい、美味しい、また来たい」

4

### 地域への広がり

みんなで流しそうめん  
楽しいなあ



高校生、老人会と合同で交流会

5

### 「コープぎふ」の応援



リンゴ狩り

日帰りバス旅行

6

### 地域への発信



募金  
おねがいしまーす

社会福祉協議会フェイスブックで毎月掲載  
熊本地震街頭募金活動

障がいの有無超え楽しく  
大谷 弘

障がいのある人と一緒に料理を作るサロンを月一回始めて二年がたちました。地域の中に輪が広がり、参加者が増え続けています。去年の夏は地域の高校と老人クラブと合同で流しそうめんをしました。秋には企業の協力でリンゴ狩りに行きました。この会の特徴は、障がい児と保護者だけでなく、家族そろって参加できる点です。あるとき障がい児のきょうだいがお母さんに「僕、運動会よりこのサロンに来たい」と言いました。障がい児がいると、家族そろって楽しむ機会がなかなかありません。いつも我慢をしているきょうだいの新しい居場所となったようです。

障がいのない子のお母さんは「障がいがあっても僕たちと変わらないよ」「障がいなんて意識したことがないよ」という子どもたちの声を伝えてくれました。自然な関係が、知らないうちに来ています。そんな声を大切にしながら、障がいのある人もない人も、ワイワイガヤガヤおいしく楽しく過ごしています。

二〇一五年四月十八日  
中日新聞「発言」から



この会報は赤い羽根共同募金の配分金によって発行されています。